

令和5年度岡崎市立甲山中学校 部活動に係る活動方針

令和5年4月作成

1 本校の現状

- (1) 学校教育の一環として、部活動と教育課程との関連を図り、原則として、全ての生徒がいずれかの部に所属し、スポーツや文化等に親しみ、生涯スポーツ等の基盤とするとともに、学習意欲や自主性の向上、また、責任感や連帯感の涵養等をしている。
- (2) 異年齢の交流の中で、生徒同士や教師等との良好な人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりしている。
- (3) 全ての教職員がいずれかの部の顧問を務め、生徒たちの健全育成のため、前向きに取り組んでいる。また、保護者は部活動の取り組みに対して理解が深い。
- (4) 運動部は、陸上、水泳、軟式野球、ソフトボール、サッカー、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、剣道、柔道、文化部は、吹奏楽、美術、メディア、手芸・茶華道等を設置し、通年で活動している。また、季節的運動部として、秋から冬にかけて駅伝を設置している。

2 本校における課題

- (1) 社会情勢の変化に伴い、生徒の興味や関心は多種・多様化しており、部活動の他に、塾や習い事を通して学力を高めたり、自分が興味をもったスポーツ等に打ち込んだりする時間を確保する必要がある。
- (2) 部活動は、授業後や週休日に実施するので、教員の本来の業務である教材研究や授業準備、また、生徒とじっくり向き合う時間を確保するため、多忙化の一因となっている。

3 具体的な活動方針

(1) 運営方法

- ① 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の部を設置する。また、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるよう留意する。さらに、各部活動の活動内容を把握し、当該活動が生徒にとって適切であり、教師の過度な負担となることがないように、適宜、指導・是正を図る。
- ② 校長は、岡崎市教育委員会が策定した方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表するとともに、その運用を徹底する。
- ③ 校長は、岡崎市教育委員会及び中学校体育連盟等が定める目安等を踏まえて、生徒の教育的意義、生徒及び部顧問の負担の観点から、参加する大会等を精査する。

(2) 指導の留意点

- ① 部顧問は、年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、生徒に示すとともに、校長に提出する。

- ② 部顧問は、技能や記録の向上等、生徒の目標が達成できるよう、コミュニケーションを十分に図るとともに、各部活動の特性を踏まえた科学的トレーニング等を積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- ③ 部顧問は、安全点検や安全対策を図り、急激な天候変化の対応、熱中症防止、スポーツ障害・外傷やバーンアウトの予防、体罰・ハラスメントの根絶、発達の個人差に係る正しい理解等、生徒の心身の健康管理や事故防止等を徹底する。
- ④ 部顧問は、指導手引等を活用し、各競技種目の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施する。
- ⑤ 部顧問は、生徒の教育的意義、生徒の健康や負担の観点から、参加する大会等を選別する。

(3) 活動時間や休養日の設定

- ① 平日練習の原則
 - ・月曜日を学校統一の休養日とする。月曜日が休日の場合は、火曜日を休養日とする。
 - ・運動場や体育館割当により、部によって火～金曜日の内、3日間以内の実施とする。
 - ・1日の活動時間は、夏季（3月～キッズデイズ）を80分程度以内、冬季（キッズデイズ後～3月）を30分程度以内とする。
 - ・始業前の朝の練習は行わない。
 - ・岡崎市または中学校体育連盟等主催の大会前には、上記の原則を変更する場合がある。該当大会前に実施する場合は、部顧問が連絡する。
- ② 週休日（土・日）、祝日練習の原則
 - ・土曜日、日曜日のいずれかは、「休養日」とする。
 - ・夏季は月3回以内、冬季は月2回以内とする。
 - ・毎月「第3日曜日（家庭の日）」は、年間を通して「休養日」とする。
 - ・活動時間は、3時間程度までとする。なお、練習試合や大会への参加等により活動時間が長くなる場合には、気象状況や生徒の健康状態を考慮した範囲内とする。
- ③ 長期休業中練習の原則
 - ・土曜日、日曜日については、活動しない。
 - ・活動時間は、3時間程度までとし、長時間の練習はしない。
- ④ その他
 - ・定期テスト週間には、所定の休養日を設ける。
 - ・大会参加等でやむを得ず土・日曜日ともに活動する場合は、代替休養日を設定する。
 - ・練習試合は、原則、愛知県内での実施とし、宿泊はしない。

(4) その他

- ・保護者に積極的に情報を発信したり、部活動保護者会等を開催したりするなどして、指導方針や活動計画を保護者に周知することで、保護者からの理解を得た部活動運営に努める。
- ・緊急の事態や不測の事態にも対処できるよう、顧問等不在の中で活動しない。